

発生可能性のあるリスク	顧問契約がない場合	顧問契約がある場合
納期遅れに対して損害賠償請求された	契約書に規定されている納期が、債権者が主張するとおりであれば、納期遅れに対して債務不履行責任を負担しなければならない可能性があります。	そもそも無理な納期を強いられて契約を締結していることもあります。そのため、契約締結段階で、実現不可能又は無理な納期を設定されないようアドバイスをするとともに、そうならないように努めます。
契約を解約したところ不当に高い違約金を請求された	契約書の違約金条項が適法に規定されている場合には、契約書通りの違約金の支払義務を負わされる可能性があります。	契約締結段階で、違約金が妥当な金額となる条項を作成するとともに、契約締結時の交渉経緯を踏まえて不当な請求をしてくるような相手かどうかアドバイスを行います。
取引先が反社会的勢力だった	反社条項が適切に規定されていなかったり、反社勢力の不当要求を飲まされてしまうことがあります。	契約締結時に反社条項を充実させ、相手が反社会的勢力であると判明した場合に、速やかに契約関係を解消できるようにします。また警察との連携関係も構築して対応を進めます。